

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対
（原案）

平成 30 年 12 月 14 日

目次

第1章 基本的な考え方	3
第2章 取り組む対策	4
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	4
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	4
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	4
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	5
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	5
(1) 電力等エネルギー供給の確保	5
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	5
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	5
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	6
第3章 各項目の主な具体的措置	6
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	6
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	6
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	7
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	9
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	10
(1) 電力等エネルギー供給の確保	10
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	10
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	11
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	12

第4章 対策の期間及びフォローアップ	12
第5章 対策の達成目標	12
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	12
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	12
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	13
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	14
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	14
(1) 電力等エネルギー供給の確保	14
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	14
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	15
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	15
第6章 対策の事業規模	16

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

第1章 基本的な考え方

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

また、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生している。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっている。

このため、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、本対策を取りまとめた。

本対策は、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂）に基づき、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮しつつ、同計画におけるプログラムの重点化・優先順位付けの考え方に従い、全45のプログラムのうち、15の重点化すべきプログラム及び同プログラムと関連が強い5のプログラムの計20プログラムに当たる施策に関して、3年間の達成目標を設定した上で取り組むこととする。

本対策の実施に当たっては、行政が効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むことが重要であり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって、本対策に掲げる達成目標の達成を図ることとする。

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模な自然災害から生命・財産を守るための重要インフラのほか、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等による救助・救急、医療活動等に係る施設、行政機関による自然災害対応に必要な基盤施設、避難行動に必要な情報などの防災のための重要インフラ等について、大規模な自然災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災により救助・救急活動等が絶対的に不足する事態、医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶により医療機能が麻痺する事態、発災直後において政府・地方公共団体が災害対応を行うに当たって必要な官庁施設、通信インフラなどの基盤施設・設備の機能が麻痺・停止する事態等を回避する必要がある。また、劣悪な避難生活環境及び被災者の健康管理の不全により多数の死者・病死者が発生する事態を回避する必要がある。

このため、迅速に救助・救急活動等を実施するとともに、災害対応に必要な不可欠な情報通信機能等を確保するために必要な対策及び被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

自然災害時に活用される情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、人命を守る避難行動等に必要不可欠な情報を収集・分析・提供するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

電力をはじめとするエネルギー供給及び食料供給に係るインフラのほか、水道をはじめとするライフライン、交通インフラ、情報通信インフラ・情報サービスなど、国民経済・生活を支える重要インフラ等について、大規模な災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 電力等エネルギー供給の確保

電力供給ネットワーク（発電所及び送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等が長期間にわたり機能停止・低下する事態を回避する必要がある。

このため、エネルギー供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

食料等の安定供給が停滞する事態、エネルギー供給の停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持に甚大な影響が発生する事態、企業の生産力低下による国際競争力の低下に至るような事態及び上水道等が長期間にわたり供給停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及びライフラインの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響が発生する事態及び基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラが長期間にわたり

機能停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及び交通ネットワークの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

生活等に必要な通信インフラが麻痺・機能停止する事態を回避するほか、被災自治体等が災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、支援が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、生活等に必要な情報通信機能・情報サービスを確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置¹

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策〔河道等、堤防及びダム]²（国土交通省）
- ・中小河川緊急治水対策プロジェクト〔再度の氾濫防止対策及び土砂・流木対策]（国土交通省）
- ・全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）

¹ Iの(1)から(3)まで及びIIの(1)から(4)までの項目のうちの複数の項目に該当する緊急対策は、重複計上せず、いずれか一つの項目に分類している。

² [] 書きは複数の緊急対策項目を一括して表記しているもの（以下、本章において同様）。

- ・全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の水門・陸閘^{りっこう}等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（国土交通省）
- ・全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設における空調整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- ・自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策（防衛省）
- ・ため池に関する緊急対策（農林水産省）
- ・国土強靱化緊急森林対策〔治山施設、海岸防災林、流木対策及び森林整備対策〕（農林水産省）
- ・自然公園等施設に関する緊急対策（環境省）
- ・休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策（経済産業省）
- ・指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策（環境省）
- ・地籍調査緊急対策（国土交通省）
- ・長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策（法務省）

（２）救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・自衛隊施設に関する緊急対策（防衛省）
- ・自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策（防衛省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機の資機材に関する緊急対策（警察庁）

- ・警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策（総務省）
- ・大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策（総務省）
- ・地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（総務省）
- ・海上保安施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・病院の耐震整備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策（文部科学省）
- ・原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策（環境省）
- ・国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・保健所の自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策（法務省）
- ・熱中症予防のための緊急対策（環境省）
- ・全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策（国土交通省）
- ・自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策（総務省）
- ・法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策（法務省）

- ・ 国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 固定衛星通信設備等に関する緊急対策（環境省・内閣府）
- ・ モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等〔モニタリングポストの機能維持及び放射線測定設備・資機材等の整備〕（環境省・内閣府）
- ・ 放射線防護施設等に関する緊急対策（内閣府）

（３）避難行動に必要な情報等の確保

- ・ 準天頂衛星システムに関する緊急対策（内閣府）
- ・ Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策（総務省）
- ・ 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策（総務省）
- ・ パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策（総務省）
- ・ 高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策（総務省）
- ・ 陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 全国の水文観測・監視施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の大河川における情報収集に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・ 土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 電子基準点網等に関する緊急対策（国土交通省）

- ・宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

（１）電力等エネルギー供給の確保

- ・電力インフラの強靱化に関する緊急対策（経済産業省）
- ・風力発電の安全確保に関する緊急対策（経済産業省）
- ・製油所・油槽所に関する緊急対策（経済産業省）
- ・燃料供給上重要な SS（サービスステーション）等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・ガス事業用 LNG 基地等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策（経済産業省）
- ・災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策（環境省）
- ・原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策（環境省）

（２）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・農業水利施設に関する緊急対策（農林水産省）
- ・卸売市場に関する緊急対策（農林水産省）
- ・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策〔乳業施設、貯乳施設（クーラーステーション）、酪農家及び食肉処理施設〕（農林水産省）
- ・農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策（農林水産省）
- ・流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策（農林水産省）
- ・全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・全国の上水道管路に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・工業用水道に関する緊急対策（経済産業省）
- ・大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策（経済産業省）
- ・国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策（文部科学省）
- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策（環境省）

- ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策（環境省）
- ・災害に強いリサイクル設備（省 CO₂ 型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策（環境省）
- ・全国の浄化槽に関する緊急対策（環境省）
- ・浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策（環境省）
- ・JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊急対策（環境省）
- ・PCB 早期処理のための緊急対策（環境省）

（３）陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策〔基本施設、無線施設等、ターミナルビル、空港 BCP 及び航空路施設〕（国土交通省）
- ・全国の航路標識に関する緊急対策〔電源設備、海水浸入防止対策等〕（国土交通省）
- ・信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策（警察庁）
- ・道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（国土交通省）
- ・道路の排水施設等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における越波・津波に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の踏切道に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における無停電設備等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（国土交通省）
- ・市街地における電柱に関する緊急対策（国土交通省）
- ・緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策（国土交通省）
- ・地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な港湾のターミナルに関する緊急対策〔外貿コンテナターミナル、内貿ユニットロードターミナル、クルーズターミナル及び緊急物資輸送ターミナル〕（国土交通省）
- ・全国の主要な臨港道路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な防波堤に関する緊急対策（国土交通省）
- ・海岸漂着物等に関する緊急対策（環境省）

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局に関する緊急対策（総務省）
- ・地上基幹放送設備に関する緊急対策（総務省）
- ・ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策（総務省）
- ・新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策（国土交通省）

第4章 対策の期間及びフォローアップ

本対策の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間とする。

本対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとする。

第5章 対策の達成目標

重要インフラの緊急点検の結果及びそれ以前のため池、ブロック塀等の点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策について、前章において示した対策期間において実施し、以下のとおり達成目標の達成を図る。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じるおそれのある区間において、堤防強化対策等を概成
- ・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性をおおむね解消
- ・人命を守るため、ダム^{りっこう}の洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成
- ・予備発電機のない水門、陸閘等（海岸保全施設）のうち早期に対策が必要な施設の対策を完了
- ・ゼロメートル地帯又は重要な背後地を抱え、海岸堤防高や消波機能等が不足する箇所のうち緊急性の高い箇所において、高潮や津波による浸水を防止する対策を概成
- ・土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所

- のうち緊急性の高い箇所において、インフラ・ラインラインの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了
- ・緊急性の高い火山において、火山噴火による人命への著しい被害を防止するブロック備蓄及び砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了
 - ・屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性、劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善
 - ・ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約 7,000 か所の対策を全て完了
 - ・自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消
 - ・下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な約 1,000 か所の防災重点ため池において、機能や安全性を確保するための対策を概成等

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・災害発生時における自衛隊施設の機能維持・強化、電力供給能力の向上及び防災関係資機材等の整備
- ・老朽化した警察用航空機 4 機、警察用船舶 3 機及び警察用車両約 3,800 台を更新整備
- ・全 47 都道府県警察及び各地方機関において、警察情報通信設備・機器のシステムや資機材を更新・増強
- ・大規模風水害等に対応した緊急消防援助隊の車両・資機材を整備し、災害対応力を向上
- ・ヘリコプター動態管理システムを未整備地域へ新規配備し、消防・防災ヘリコプターの安全性を向上、航空消防防災体制を充実強化
- ・海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了
- ・洪水による浸水などの災害発生後の医療継続に重大な支障のある国立大学附属病院等において、医療継続を可能とするために、浸水対策等をおおむね完了
- ・災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、停電時に病院の診療機能を 3 日程度維持できる非常用自家発電設備及び給水設備の整備を完了
- ・病院全体の耐震化率を 80%以上に引上げ
- ・官邸、緊急時対応センター（ERC）等において、固定衛星通信設備等を全て更新、全ての緊急事態応急対策拠点施設（OFC）において、自然災害時の OFC 機能を維持等

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

- ・準天頂衛星システム 5-7 号機の開発の効率的な加速化を実現し、災害時に確実に通信できる体制を構築
- ・防災行政無線等の戸別受信機の未配備団体 250 市町村程度において、対策を全て完了
- ・浸水や停電により、連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所を解消、連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等を解消
- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの概成
- ・ダム下流域の浸水想定図の作成を完了、警報設備の改良等による住民への周知体制の確立を完了
- ・土砂災害へのソフト対策について、土砂災害警戒区域の基礎調査を早期に全箇所完了、土砂災害のおそれが高い市町村における土砂災害ハザードマップの作成を完了、土砂災害発生のおそれのある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報を提供
- ・全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率 100%、液状化ハザードマップの作成・公表率 100%

等

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

- ・エネルギー需給構造の強靱化のため、約 55 万 kW 分の分散型電源等を導入
- ・各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するため、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において、非常用発電設備を整備・増強
- ・停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えた SS 等を全国約 8,000 か所整備、停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するため、緊急配送用ローリーを全国約 6,700 台配備

等

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・非常時に農業水利施設の機能を喪失するおそれなどがあり、早急に対策が必要な約 1,000 地区において、機能を確保するための対策を概成
- ・全国 10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%

- ・停電、土砂災害及び浸水災害により大規模な断水を引き起こすおそれが高い、基幹となる取・浄水場において、停電対策、土砂災害対策及び浸水災害対策を概成
- ・大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水道の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な全ての工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗等

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の護岸嵩上げ・排水機能強化による対策を実施、滑走路 2,500 m以上の耐震性をおおむね確保
- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策をおおむね完了、ターミナルビルの吊り天井の安全対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスクのある箇所で、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所について対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁のうち、今後 30 年間に震度 6 以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上の地域にあり、事業実施環境が整った箇所について、耐震対策をおおむね完了
- ・電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路において、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った箇所について工事着手
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について対策をおおむね完了
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面について対策をおおむね完了
- ・全国の主要な外貿コンテナターミナルのうち、浸水被害リスクが高くコンテナ流出対策が実施されていない施設のなかで、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了
- ・全国の主要な緊急物資輸送ターミナルのうち、地震時の緊急物資輸送に十分対応できないおそれがあり、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了

等

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局について、通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業の改善等により、迅速な応急復旧のための体制を構築するほか、車載型基地局等の増設により、2018年度（平成30年度）と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持
 - ・災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できる環境を確保するため、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備
- 等

第6章 対策の事業規模

前章において示した本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模は、おおむね7兆円程度を目途としており、次頁別表のとおりである。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

別表. 本対策の事業規模

(事業規模の目途)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.5 兆円程度
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね 2.8 兆円程度
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	おおむね 0.5 兆円程度
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね 0.2 兆円程度
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.5 兆円程度
(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね 0.3 兆円程度
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね 1.1 兆円程度
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね 2.0 兆円程度
(4) 生活に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね 0.02 兆円程度

合 計

おおむね 7 兆円程度

(注1) (注2) (注3) (注4)

- (注1) うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね 0.6 兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね 0.4 兆円程度と想定している。
- (注2) 平成 30 年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模 0.3 兆円を含む。
- (注3) 平成 30 年 12 月時点において本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の目途を示したものであり、各対策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。
- (注4) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。